

第9章 事後調査の項目及び調査の手法

環境影響評価の結果、本事業の実施により周辺環境に著しい影響を与える可能性は小さいと考えられるが、事業の実施に当たっては、環境保全措置の確実な実施や、法令に基づく基準等の遵守状況の確認を目的として、愛媛県環境影響評価条例第35条に基づく事後調査を実施する。

事後調査の項目及びその選定した理由は表 9-1に、調査の手法は表 9-2に示すとおりである。なお、事後調査の結果により、追加的な環境保全措置を講じる必要が生じた場合には、愛媛県等の関係機関と協議のうえ、適切に対応する。また、事後調査の結果については、事後調査報告書としてとりまとめ、公告・縦覧を行う。

表 9-1(1) 事後調査の項目及びその選定の理由

環境影響評価の項目		事後調査項目の選定の理由 (事後調査を実施しない場合はその理由)			
環境要素の区分	影響要因の区分				
環境保全措置の実施状況 (全項目)	工事の実施、存在・供用	○	環境影響評価の実施に当たって検討した環境保全措置が実施されていることを確認するため、環境保全措置の実施状況に係る事後調査を実施する。		
大気環境	大気質	工事の実施	造成等の施工による一時的な影響	×	予測の結果、工事の実施及び施設の存在及び供用に伴う二酸化窒素等の大気汚染物質の変化はわずかであり、周辺環境に影響を与える可能性は十分小さいと考えられる。ただし、施設の稼働(排ガス)については、ごみの性状や焼却の状況等により煙突排ガス中の排出濃度が変化し、周辺環境に与える影響の変化につながるものが想定されることから、対象事業実施区域周辺の環境の保全に配慮し、事後調査を実施する。
			建設機械の稼働	×	
			工事用資材等の搬出入	×	
		存在・供用	施設の稼働(排ガス)	○	
	廃棄物の搬出入		×		
	騒音	工事の実施	建設機械の稼働	○	対象事業実施区域周辺に住居等が存在することから、対象事業実施区域周辺の環境の保全に配慮し、事後調査を実施する。
			工事用資材等の搬出入	×	予測の結果、工事用車両の走行に伴う騒音の変化はわずかであり、周辺環境に与える影響は小さいと考えられることから、事後調査項目として選定しない。
		存在・供用	施設の稼働(機械等の稼働)	○	対象事業実施区域周辺に住居等が存在することから、対象事業実施区域周辺の環境の保全に配慮し、事後調査を実施する。
			廃棄物の搬出入	×	予測の結果、廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音の変化はわずかであり、周辺環境に与える影響は小さいと考えられることから、事後調査項目として選定しない。
	振動	工事の実施	建設機械の稼働	○	対象事業実施区域周辺に住居等が存在することから、対象事業実施区域周辺の環境の保全に配慮し、事後調査を実施する。
			工事用資材等の搬出入	×	予測の結果、工事用車両の走行に伴う振動の変化はわずかであり、周辺環境に与える影響は小さいと考えられることから、事後調査項目として選定しない。
		存在・供用	施設の稼働(機械等の稼働)	○	対象事業実施区域周辺に住居等が存在することから、対象事業実施区域周辺の環境の保全に配慮し、事後調査を実施する。
廃棄物の搬出入			×	予測の結果、廃棄物運搬車両の走行に伴う振動の変化はわずかであり、周辺環境に与える影響は小さいと考えられることから、事後調査項目として選定しない。	

注) 「○」は環境影響評価項目のうち事後調査項目として選定した項目を、「×」は選定しなかった項目を示す。

表 9-1(2) 事後調査の項目及びその選定の理由

環境影響評価の項目			事後調査項目の選定の理由 (事後調査を実施しない場合はその理由)		
環境要素の区分		影響要因の区分			
大気環境	悪臭	存在・供用	施設の稼働(排ガス)	×	排ガスの影響は、大気質と同様に周辺環境に影響を与える可能性は十分小さいと考えられることから、事後調査項目として選定しない。 一方、機械等の稼働による影響は、対象事業実施区域周辺に住居等が存在することから、対象事業実施区域周辺の環境の保全に配慮し、事後調査を実施する。
			施設の稼働(機械等の稼働)	○	
水環境	水質	工事の実施	造成等の施工による一時的な影響	○	造成工事等に伴い発生する濁水中の浮遊物質濃度は、工事計画のほか降雨の状況に応じて変化することが想定され、傍示川及び重信川の水質に与える影響の変化につながることを想定されることから、対象事業実施区域周辺の環境の保全に配慮し、事後調査を実施する。
動物		工事の実施	造成等の施工による一時的な影響	×	予測の結果、造成工事等に伴い発生した濁水による傍示川及び重信川の浮遊物質濃度の変化はわずかであり、対象事業実施区域周辺の水域に生息する動物に与える影響は小さいと考えられることから、事後調査項目として選定しない。
植物		工事の実施	造成等の施工による一時的な影響	×	予測の結果、造成工事等に伴い発生した濁水による傍示川及び重信川の浮遊物質濃度の変化はわずかであり、対象事業実施区域周辺の水域に生育する植物に与える影響は小さいと考えられることから、事後調査項目として選定しない。
生態系		工事の実施	造成等の施工による一時的な影響	×	予測の結果、造成工事等に伴い発生した濁水による傍示川及び重信川の浮遊物質濃度の変化はわずかであり、対象事業実施区域周辺の水域生態系に与える影響は小さいと考えられることから、事後調査項目として選定しない。
景観		存在・供用	地形改変及び施設の存在	×	予測の結果、現況の景観からの変化は小さく、主要な眺望景観に与える影響は小さいと考えられることから、事後調査項目として選定しない。
人と自然との 触れ合いの 活動の場		工事の実施	工事用資材等の搬出入	×	予測の結果、事業の実施に伴う人と自然との触れ合いの活動の場の改変はなく、工事用車両及び廃棄物運搬車両の走行に伴う影響も小さいと考えられることから、事後調査項目として選定しない。
		存在・供用	地形改変及び施設の存在	×	
			廃棄物の搬出入	×	

注) 「○」は環境影響評価項目のうち事後調査項目として選定した項目を、「×」は選定しなかった項目を示す。

表 9-1(3) 事後調査の項目及びその選定の理由

環境影響評価の項目			事後調査項目の選定の理由 (事後調査を実施しない場合はその理由)	
環境要素の区分	影響要因の区分			
廃棄物等	工事の実施	造成等の施工による一時的な影響	×	工事の実施に伴って発生する建設副産物は関係法令に基づき適正に対応するほか、新施設の供用に伴って発生する主灰及び飛灰は資源化又は無害化を行った上で埋立処分を行うため、廃棄物に係る影響は小さいと考えられることから、事後調査項目として選定しない。
	存在・供用	廃棄物の発生	×	
温室効果ガス等	存在・供用	施設の稼働	×	新施設の稼働に伴う温室効果ガスの発生量は現有施設に比べ低減し、温室効果ガスに係る影響は小さいと考えられることから、事後調査項目として選定しない。

注) 「○」は環境影響評価項目のうち事後調査項目として選定した項目を、「×」は選定しなかった項目を示す。

表 9-2(1) 事後調査の手法

環境影響評価の項目			事後調査の手法
環境要素の区分	影響要因の区分		
環境保全措置の実施状況 (全項目)	工事の実施、 存在・供用		(1) 調査すべき情報 ・ 環境保全措置の実施状況 (2) 調査手法 ・ 現地確認及び関連資料の整理 (3) 調査時期 ・ 工事の実施時及び施設の存在・供用時
大気環境 大気質	存在・供用	施設の稼働 (排ガス)	(1) 調査すべき情報 ・ 煙突排ガスの状況 (排出量、排出濃度等) (2) 調査手法 ・ 以下の日本産業規格 (JIS) 又は告示に定める方法 硫黄酸化物: JIS K 0103 (排ガス中の硫黄酸化物分析方法) 窒素酸化物: JIS K 0104 (排ガス中の窒素酸化物分析方法) ばいじん : JIS Z 8808 (排ガス中のダスト濃度の測定方法) 塩化水素 : JIS K 0107 (排ガス中の塩化水素分析方法) 水銀 : 「排出ガス中の水銀測定法」 (平成 28 年環境庁告示第 94 号) ダイオキシン類: JIS K 0311 (排ガス中のダイオキシン類の測定方法) (3) 調査地点 ・ 新施設の煙突 (煙道) (4) 調査時期 ・ 施設の存在・供用時

表 9-2(2) 事後調査の手法

環境影響評価の項目		事後調査の手法		
環境要素の区分	影響要因の区分			
大気環境	騒音	工事の実施	建設機械の稼働	<p>(1) 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音の状況（建設作業騒音） ・騒音発生源の状況（建設機械の稼働状況） <p>(2) 調査手法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音の状況（建設作業騒音） 「日本産業規格 JIS Z 8731（環境騒音の表示・測定方法）」に定める方法 ・騒音発生源の状況 現地確認及び関連資料の整理 <p>(3) 調査地点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域の敷地境界上 ・松山市余戸南地区（最寄り住居付近） <p>(4) 調査時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の実施による影響が最大となる時期
		存在・供用	施設の稼働（機械等の稼働）	<p>(1) 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音の状況（施設騒音） ・騒音発生源の状況（設備機器の稼働状況） <p>(2) 調査手法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音の状況（施設騒音） 「日本産業規格 JIS Z 8731（環境騒音の表示・測定方法）」に定める方法 ・騒音発生源の状況 現地確認及び関連資料の整理 <p>(3) 調査地点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新施設整備区域の敷地境界上 ・松山市余戸南地区（最寄り住居付近） <p>(4) 調査時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働が定常状態となる時期

表 9-2(3) 事後調査の手法

環境影響評価の項目		事後調査の手法		
環境要素の区分	影響要因の区分			
大気環境	振動	工事の実施	建設機械の稼働	<p>(1) 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 振動の状況（建設作業振動） 振動発生源の状況（建設機械の稼働状況） <p>(2) 調査手法</p> <ul style="list-style-type: none"> 振動の状況（建設作業振動） 計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向の振動を測定する方法 振動発生源の状況 現地確認及び関連資料の整理 <p>(3) 調査地点</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域の敷地境界上 松山市余戸南地区（最寄り住居付近） <p>(4) 調査時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事の実施による影響が最大となる時期
		存在・供用	施設の稼働（機械等の稼働）	<p>(1) 調査すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 振動の状況（施設振動） 振動発生源の状況（設備機器の稼働状況） <p>(2) 調査手法</p> <ul style="list-style-type: none"> 振動の状況（施設振動） 計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向の振動を測定する方法 振動発生源の状況 現地確認及び関連資料の整理 <p>(3) 調査地点</p> <ul style="list-style-type: none"> 新施設整備区域の敷地境界上 松山市余戸南地区（最寄り住居付近） <p>(4) 調査時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の稼働が定常状態となる時期

表 9-2(4) 事後調査の手法

環境影響評価の項目				事後調査の手法
環境要素の区分		影響要因の区分		
大気環境	悪臭	存在・供用	施設の稼働 (機械等の稼働)	(1) 調査すべき情報 ・ 悪臭の状況 (特定悪臭物質、臭気指数) (2) 調査手法 ・ 特定悪臭物質 試料を採取し、濃度を分析する方法 ・ 臭気指数 試料を採取し、嗅覚を用いて臭気の有無を判定する者の判定試験により臭気指数を算定する方法 (3) 調査地点 ・ 新施設整備区域の敷地境界上 (4) 調査時期 ・ 施設の稼働が定常状態となる時期
水環境	水質	工事の実施	造成等の 施工による 一時的な 影響	(1) 調査すべき情報 ・ 水の濁りの状況 (浮遊物質量及び濁度) (2) 調査手法 ・ 浮遊物質量 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)及び「日本産業規格 JIS K0101 (工業用水試験方法)」に規定する方法 (3) 調査地点 ・ 工事中の濁水放流地点及び傍示川並びに重信川の代表地点 (4) 調査時期 ・ 工事の実施による影響が最大となる時期